

相互援助

利用の手引き



みんなで子育て



会員登録と会員の種類

サポートを受けたい方、サポートをしたい方は、登録が必要です。(登録料無料)
松江市内にお住まいまたはお勤めの方ならどなたでも会員になることができます。

おねがい会員

- ・0歳から小学校6年生までのこどもをお持ちの方
- ・子育ての手助けをしてほしい方

まかせて会員

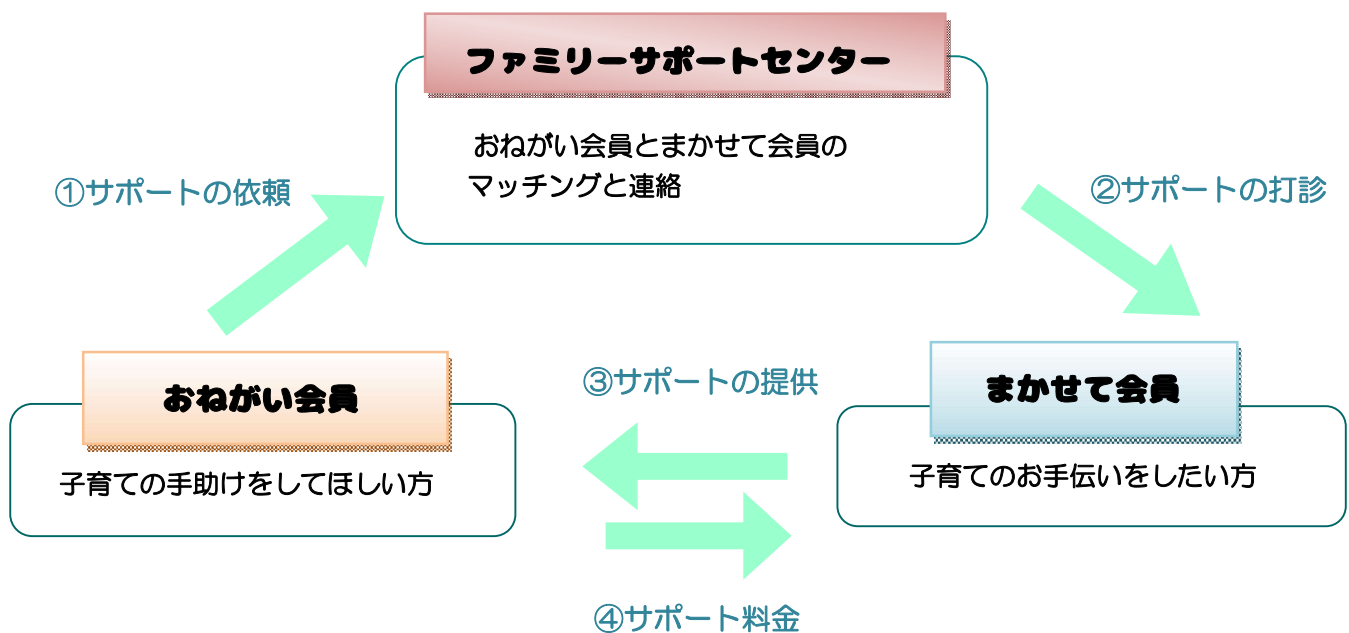
- ・子育てのお手伝いをしたい方
 - ・資格、経験、性別は問いません
- ※5年に一度、救急救命法と事故予防講習の受講が必要です。



どっちも会員

- ・おねがい会員、まかせて会員の両方を兼ねたい方

サポートの仕組



サポートできる内容

- ・保護者のリフレッシュ・用事（学校行事・冠婚葬祭・求職活動等）のときの預かり等子育て中の家庭に必要なサポートを行います
- ・保護者の産前産後・病気・通院のときの預かり
- ・こどもが軽度の病気の場合等の預かり（受診後のみ）
- ・保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が休みのときの預かり
- ・保育所・幼稚園・認定こども園・児童クラブなどの送迎や送迎前後の預かり

＊こどもを預かる場合は原則としてまかせて会員宅で行います。ただし、まかせて会員とおねがい会員の間で合意のある場合には、地域の子育て支援センター等の施設、安全を確保出来る場所でも行う事ができます

サポートできない内容

- ・保育園・子ども園から発熱など等で呼び出しがあったときの対応
- ・留守宅への送迎（大人から大人への引き渡しが原則）
- ・宿泊を伴う預かり

会員の心得

1. 本会の活動と趣旨の決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーは守りましょう。
3. 約束した時間は必ず守りましょう。（開始・終了時間）
4. 活動中に事故が発生した場合は、すみやかにセンターに連絡してください。
5. 安全チェックリスト（5ページ）により、常にこどもの安全を確認してください。
6. 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の期待、過度の負担を求めることはやめましょう。
7. 活動後は必ず活動報告書を作成してください。
8. センターへの活動依頼及び活動報告のない援助活動については、補償保険は適用されません。

会員登録後のサポートの利用方法（おねがい会員）

Step1 サポートの依頼

- ・サポートが必要になった時、センターへ詳細（日時・場所・対象のこども・内容）を伝えサポートを依頼（電話・メール可）

Step2 まかせて会員の紹介

- ・センターからまかせて会員を紹介・紹介を受けてから一週間以内にまかせて会員へ直接電話をし、事前打ち合わせの日程を相談して決定



Step3 事前打ち合わせ

- ・サポートに関係する場所でこどもも同席して顔合わせ
 - ・記入した「事前打ち合わせ内容書」を活用し、サポートに必要な事柄を打合せ
- ※事前打ち合わせが終了したことをセンターへ報告してください。

Step4 サポート活動

- ・まかせて会員にサポートを依頼し、センターに報告、まかせて会員が依頼されたサポートを実施
- ※サポート中は緊急時に必ず連絡がとれるようにしてください。
- ※キャンセルの場合はまかせて会員とセンターへ早めに連絡してください。
- ※定期的に依頼するサポートは、翌月の依頼日を毎月末頃までにセンターへお知らせください。

Step5 サポートの終了・サポート料金の支払い

- ・まかせて会員から渡された活動報告書の内容の確認後サインをしてサポート料金の支払い
 - ・サポート料金の受け渡し完了した証に「おねがい会員用」活動報告書の受け取り
- ※サポート料金の受け渡しについては、センターは取り継ぎません。
- ※まかせて会員がサポートのあった月の翌月5日までにセンターへ活動報告書を提出されますので、迅速な対応のご協力をお願いします。

【まかせて会員】

Step 1 サポートの打診とおねがい会員の紹介

- おねがい会員からセンターへ依頼のあったサポートが可能かどうかセンターから打診→可能な場合はおねがい会員を紹介 ※サポートは無理のないところで引き受けてください
- 紹介後 1 週間以内におねがい会員から連絡→事前打ち合わせの日程を相談し決定

Step 2 事前打ち合わせ

- サポートに関係する場所でこどもも同席して顔合わせ
- 記入された「事前打ち合わせ内容書」を活用し、サポートに必要な事柄を打ち合わせ



Step 3 サポート活動

- 5 ページの「安全チェックリスト」を活用し、安全を心がけてサポートを実施
※サポート中はこどもの様子や体調に気を配ってください。
※施設への送迎サポートを行う場合は、会員証を携行してください。

Step 4 サポート終了後活動報告書記入、サポート料金の受け取り

- サポート終了後、3 枚複写の活動報告書を記入
- おねがい会員が内容を確認しサイン
- サポート料金と、活動報告書「おねがい会員用」を受け渡し

Step 5 活動報告書の提出

- サポートを行った月の翌月 5 日までに活動報告書「ファミリーサポートセンター用」をセンターへ提出
※市内の子育て支援センター、市役所 1 階「保育所幼稚園課」窓口でも提出できます

▼ 安全チェックリスト ▼

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

- ☐ 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
- ☐ 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
- ☐ おねがい会員の緊急連絡先（職場など）を控えていますか。
- ☐ こどもをソファやベッドなど高いところに寝かせる場合は、目を離さないようにしていますか。転倒防止のための対策はとっていますか。
- ☐ 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないような対策がしてありますか。
- ☐ ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。
- ☐ タバコ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど、こどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ 熱いお茶・ポット・鍋・アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ 暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、やけどに気をつけていますか。
- ☐ 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもがひとりでは入らないような対策をしていますか。
- ☐ ベランダや窓の側の踏み台となるような物を片付けましたか。ひとりで出ないよう鍵をかけましたか。
- ☐ 自動車の中にこどもを一人にしておくことがないようにしていますか。
- ☐ 自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使用して、ドアやパワーウィンドウをロックしていますか。
- ☐ 屋外に出るときは、こどもの側にいて目を離さないようにしていますか。
- ☐ こどもの遊び場、特に道路で遊ばないように安全について注意していますか。
- ☐ おもちゃの安全について注意していますか。
- ☐ ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、届かない高さでくくってありますか。



サポート料金

まかせて会員へ支払うサポート料金は次の通りです。

（松江市ファミリーサポートセンター会則第10条）

- ・ こども1人につき1時間あたりの基準額

月曜日～金曜日（7:00～19:00）	600円
上記以外の時間及び土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）	800円
病児・病後児等	800円

※まかせて会員の移動を含むサポートの場合、まかせて会員が自宅を出てから自宅へ帰るまでがサポートの時間となります。

兄弟・姉妹同時サポートの場合は、2人目からサポート料金が**半額**となります。
※半額となったサポート料金は「まかせて会員」からの申請により市から補助金を交付します。

利用料金の助成制度

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯の方には利用料の助成制度（40時間分）

があります。

（松江市に住民登録している方に限ります）

詳しくは、ホームページをご覧ください 



キャンセルがあった場合は、次の通りおねがい会員がまかせて会員に支払ってください

- ◆ 前日までのキャンセル・・・無 料
- ◆ 当日キャンセル※1・・・予定サポート料金の半額
- ◆ 無断キャンセル※2・・・予定サポート料金の全額

※1 当日キャンセルは、まかせて会員が活動する前に行われたキャンセルです。
まかせて会員がサポートの為に自宅を出発したあとのキャンセルに関しましては、無断キャンセルとなり、予定サポート料金全額＋ガソリン代をご負担していただきます。

※2 やむを得ない事情でサポートが中断になった場合は無断キャンセルとなり、予定サポート料金全額＋ガソリン代をご負担いただきます

★お互いの安全安心を第一に考え、警報が発令される等の自然災害の発生が予想される場合、キャンセル料はかかりませんのでサポートをキャンセルしてください。

食事（ミルク）・おやつ・おむつ等は、基本的におねがい会員が用意してください。ただし、おねがい会員がまかせて会員に準備を依頼した場合や必要が生じた場合は実費を支払ってください。

※おおまかな目安として1食300円程度とします。

交通費については、おねがい会員が実費を負担します。

自然災害等による緊急時に備え

- ☆ 地震・台風・洪水などの災害による緊急事態を想定し会員同士でお互いの緊急連絡先を複数(携帯・自宅・職場・保育所)確認しておきましょう。また、その時の対応を話しあっておきましょう。
- ☆ サポート中に災害が起こった場合、まかせて会員は、責任を持ってこどもを預かってください。
- ※ 電話がつかない場合は、災害用伝言ダイヤル117や携帯電話各社の伝言サービス等の活用も有効です。
- ※ ファミサボ補償保険は地震や洪水等によって被った傷害や被害は、免責となる場合があります。くれぐれも安全に留意してください。

病児、病後児のサポート

軽い発熱、回復期などでまかせて会員さんが対応できる場合サポートします。

▼病児・病後児のサポート依頼をする場合

保護者が病院受診をさせた後に「まかせて会員」へ預けましょう。「病児・病後児依頼連絡票」により、受診の結果やかかりつけ医の情報、こどもの様子（体温、症状と経過、食べたもの、排泄、機嫌等）、サポート中の緊急連絡先（自宅、勤務先、携帯等）、既往歴、アレルギー、こどもの生活習慣（排泄、食事、睡眠）等を、詳しく「まかせて会員」へ伝えましょう。

サポート中は、メールまたは電話等で会員が相互に連絡を取り合いましょう。特に症状に変化があった場合はこまめに連絡をしましょう。

▼投薬について

原則として、「まかせて会員」はこどもへの投薬は行いません。ただしやむを得ず「まかせて会員」が投薬を行う必要がある場合は、医療機関で処方された薬に限り投薬することができます。おねがい会員は、「投薬依頼書」に記入して依頼しましょう。

▼サポートできないケース

・感染症

「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されるもの

・病気やケガの症状が重い場合

高熱である、咳がひどく息苦しそうである、嘔吐、水様便等により脱水症状がある、ぐったりしている等

・急な発熱や体調不良の場合の保育園等の迎え



補償保険制度

万一の事故に備えて、会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」の3つの保険に加入することになります。掛け金の自己負担は有りません

1. 依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償する。

(保証例)

- ・子どもが階段から落ち、けがをした。

事 由	補 償 額	そ の 他
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	1事故について180日を限度
手 術	3,000円×10倍（入院中） または5倍（入院中以外）	事故日より180日以内に受けた手術 1事故につき1回の手術のみ
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

2. サービス提供会員傷害保険

提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育を受けるこども宅や保育所等への往復途上[自宅と通常の経路]において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に補償する。

(補償例)

- ・まかせて会員がこどもの食事を調理中、やけどをした。
- ・まかせて会員がこどもを預かりに行く途中、自動車事故があつてけがをした。

事 由	補 償 額	そ の 他
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	1事故について180日を限度
手 術	3,000円×10倍（入院中） または5倍（入院中以外）	事故日より180日以内に受けた手術 1事故につき1回の手術のみ
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

3. 賠償責任保険

保育サービス提供中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（依頼会員のこどもを含む他人。なお、サービス提供会員と同居の親族を除く）の身体傷害または財物損壊について、法律上の賠償責任が生じた場合にサービス提供会員が負担する賠償金等を補償する。

（自動車による事故はこの保険の対象ではありません。）

(補償例)

- ・まかせて会員の不注意でお湯がこぼれにおおやけどをさせた事により賠償請求を受けた場合。
- ・まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりした事により賠償請求を受けた場合。

※お見舞金制度があります。サービス利用者もこどもが、サービス提供者宅の財物を破損したりサービス提供者のこどもにけがをさせたりした場合、またサービス提供者の運転ミスで自分または他者の車を傷つけた場合等に、サービス提供者に対して御見舞金をお支払いします。（1活動につき1回）

事由	補 償 額	
対人	1名につき	2億円
	1事故につき	2億円
対物	1事故につき	500万

松江市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は本部をまつえファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）とする。

(事務所)

第2条 センターは、事務所の本部を松江市乃白町32番地2に置く。

(目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 センターの会員は次のとおりとする。

- (1) まかせて会員 援助活動を行う会員
- (2) おねがい会員 援助活動を受ける会員（0歳から6年生までのこどもを持つ家庭に限る。）
- (3) どちらも会員 まかせて会員及びおねがい会員を兼ねた会員

(入会等)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書（様式第1号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。

3 会員は、入会してから、センターの実施する講習を受けなければならない。

4 会員は、援助活動の実施に当たりこの会則を遵守しなければならない。

5 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害し、及び秘密を漏らしてはならない。

(保険)

第6条 会員は、入会と同時にファミリーサポートセンター補償保険に自動的に一括加入する。

2 会員は、自家用車を援助活動の提供に使用する場合には、対人賠償無制限及び対物賠償1,000万円以上の任意保険に加入しなければならない。

3 センターは、自動車事故での賠償に関わる責任は負わないものとする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする会員は、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第5条第2項の規定により発行された会員証を返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第8条 援助活動は、恒常的又は臨時的な次のものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時までの児童を預かり及び送ること。
- (2) 保育施設までの迎え及び帰宅後の児童を預かること。
- (3) 学童保育終了後、児童を預かること。
- (4) 学校の放課後、児童を預かること。
- (5) 児童が軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日児童を預かること。
- (6) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること。
- (7) 買い物等外出の際、児童を預かること。
- (8) その他会員の育児に関して必要な援助

2 児童を預かる場合は、原則として援助活動を提供する会員の家庭において行うものとする。ただし、援助活動を提供する会員と援助活動を依頼する会員との間で合意がある場合は、この限りではない。

3 援助活動は早朝から夜間まで実施して差し支えないが、原則として児童の宿泊は行わないものとする。

（援助活動の実施方法）

第 9 条 会員は援助活動を必要とする場合には、センターに対して援助活動の依頼の申込みをするものとする。

2 アドバイザーは、前項の規定による援助活動の依頼があった場合は、援助活動の内容、実施日時等を詳細に確認の上、適切に援助活動を提供することができる会員を選考して連絡するものとする。

3 援助活動を依頼した会員は、第 1 項による援助依頼の内容以外の援助を求めてはならない。

4 援助活動を提供した会員は、援助活動の実施後、援助活動報告書（様式第 3 号）を記入し、援助活動を依頼した会員の確認印を受けなければならない。

5 援助活動を提供した会員は前項の援助活動報告書を 1 か月に 1 回、翌月 5 日までにセンターに報告するものとする。

（報酬）

第 10 条 援助活動を依頼した会員は、援助活動を提供した会員に対し、当該援助の終了後、別表に定める報酬を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、提供会員が依頼会員の児童を兄弟姉妹で複数同時に援助活動した場合の 2 人目以降に係る報酬の額は、別表に定める額の半額とする。

（雑則）

第 11 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 5 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 10 条関係）

こども 1 人につき 30 分当たりの基準額

※＜昼間＞とは、7：00～19：00 の時間とする。

一般 保 育	昼 間	300 円
	早 朝・夜 間	400 円
	土曜・日曜・祝日	400 円
病 児 保 育		400 円

#こどもんなか松江



おげんき

まつえファミリーサポートセンター

TEL&FAX(0852)32-0850
〒690-0045 松江市乃白町32番地2
松江市保健福祉総合センター内

(2025 年 10 月改正)